

予算決算常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和6年3月15日（金） 議場
2. 出 席 委 員 赤木忠徳委員長 近藤久子副委員長 谷口隆明 横路政之 宇江田豊彦 坂本義明
堀井秀昭 福山権二 徳永泰臣 政野太 五島誠 桂藤和夫 藤木百合子 藤原洋二
吉川遂也 國利知史 松本みのり 前田智永 坪田朋人
3. 欠 席 委 員 なし
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 横山和昭議会事務局議事調査係長 植木佳那子議会事務局主事
5. 説 明 員 島田虎往総務部長 岡本貢生活福祉部長 加藤武徳企画振興部長 石原博行環境建設部
長 森山泰人防災・災害事業監 東健治総務課長 福本敬夫財政課長 定光浩二管財課
長 伊吹美智子税務課長 伊吹美智子収納課長 小川修危機管理課長 酒井繁輝社会福
祉課長 野木一伸高齢者福祉課長 清水めぐみ高齢者福祉課主幹 近藤淳児童福祉課長
出口聡市民生活課長 下森一克地域交通課長 伊吹讓基保健医療課長 黒木和彦農業振
興課長 松永幹司林業振興課長 堀井慎一朗商工観光課長 杉谷美和紀建設課長 平岡
靖之災害復旧課長 日野原祥二環境政策課長 久保隆治都市整備課長 信清裕司下水道
課長 掛札靖彦総領支所長
荘川隆則教育部長 亀山慎也生涯学習課長
伊藤秀生選挙管理委員会事務局長
恵木啓介西城市民病院事務長
六原善博東城支所市民生活室長 石原豊年高野支所地域振興室長 今西隆行総領支所地
域振興室長 高浦光司財政課財政係長 大山祐一管財課管財係長 高尾和巳税務課資産
税係長 柳生圭紀収納課収納係長 谷崎辰也危機管理課危機管理係長 角田さおり社会
福祉課障害者福祉係長 岡智美高齢者福祉課高齢者福祉係長 小田佳大高齢者福祉課介
護保険係長 近藤崇憲高齢者福祉課付地域包括支援センター係長 森永智徳児童福祉課
児童福祉係長 田辺靖雄市民生活課市民生活係長 山崎啓介地域交通課地域交通係長
仲間貴也保健医療課医療予防係長 河野泰英保健医療課国保年金係長 元永貴美江保健
医療課健康推進係長 関里美商工観光課商工振興係長 谷口浩二建設課管理係長 藤谷
克信建設課土木係長 竹嶋誠建設課農林整備係長 原田淳司環境政策課環境政策係長
爲石謙一都市整備課市街地整備係長 三浦健司下水道課管理係長
八谷美幸生涯学習課生涯学習係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍 聴 者 1名
8. 会議に付した事件
 - 1 付託議案
議案第43号 令和5年度庄原市一般会計補正予算（第9号）
議案第44号 令和5年度庄原市住宅資金特別会計補正予算（第1号）
議案第45号 令和5年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算（第1号）
議案第46号 令和5年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算（第1号）

- 議案第 47 号 令和 5 年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 48 号 令和 5 年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 2 号）
議案第 49 号 令和 5 年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 50 号 令和 5 年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 51 号 令和 5 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 52 号 令和 5 年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 53 号 令和 5 年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 54 号 令和 5 年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 55 号 令和 5 年度庄原市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 56 号 令和 5 年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）

午前 9 時 56 分 開 議

○赤木忠徳委員長 これより予算決算常任委員会を再開いたします。ただいまの出席委員は 19 名であります。よって直ちに本日の会議を開きます。本日の会議におきまして傍聴、写真撮影、録音録画を許可しております。

1 付託議案

- 議案第 43 号 令和 5 年度庄原市一般会計補正予算（第 9 号）
議案第 44 号 令和 5 年度庄原市住宅資金特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 45 号 令和 5 年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 46 号 令和 5 年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 47 号 令和 5 年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 48 号 令和 5 年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 2 号）
議案第 49 号 令和 5 年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 50 号 令和 5 年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 51 号 令和 5 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 52 号 令和 5 年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 53 号 令和 5 年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 54 号 令和 5 年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 55 号 令和 5 年度庄原市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 56 号 令和 5 年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）

○赤木忠徳委員長 令和 5 年度各会計補正予算の審査の方法についてお諮りいたします。本委員会への付託議案について、議案第 43 号、令和 5 年度庄原市一般会計補正予算 9 号から、議案第 56 号、令和 5 年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算第 1 号までを一括審査したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 異議なしと認めます。よってそのように決定いたします。日程については、配付資料のとおり予定しております。議案第 43 号、令和 5 年度庄原市一般会計補正予算第 9 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総務部長。

○島田虎往総務部長 改めまして、おはようございます。このたびは一般会計の補正予算を含む合計 14 会計の補正予算について御審議をいただきますのでよろしくお願いいたします。まず、財政課から総括説明をし、その後、各部各課から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 財政課長。

○福本敬夫財政課長 議案第 43 号、庄原市一般会計補正予算第 9 号の内容について、まず、概要説明をします。今回提案します補正予算の各事業については、事業精査及び決算見込みを反映させた予算減額が主な内容となっておりますが、2 月までの実績を踏まえた除雪事業等、追加の補正も一部上程しております。また、本日は、補足説明資料としまして資料 1、令和 5 年度 3 月補正予算繰越明許費補正事業一覧を配付しております。後ほど担当課より個別に説明をします。まず今回の補正のうち、全体に係る事項について御説明します。職員人件費については、育児休業者、休職者、中途退職者等の整理による精算見込みにより、一般会計において、会計年度任用職員を含めた一般職全体で 2,593 万 8,000 円の減額補正を計上しております。それでは各事業の説明に入りますが、各事業の説明については、職員人件費の調整にかかわるものを除いて、100 万円を超える増額補正、または 1,000 万円を超える減額補正の事業について、別添の説明項目等一覧に従い、各担当課より順次説明をします。それでは早速ですが、財政課所管の補正予算について御説明いたします。補正予算書の 14、15 ページをお開きください。上から 3 項目め、2 款地方譲与税、5 項 1 目森林環境譲与税は、新たに追加交付が見込まれることから、155 万 2,000 円を増額補正するものです。続いて 16、17 ページをお開きください。最上段の 7 款 1 項 1 目地方消費税交付金は、総務省の地方譲与税収入見込額をもとに、当初予算額のとおり見込みを立てておりましたが、消費動向に基づく決算見込みを反映した結果、3,731 万 9,000 円を減額補正するものです。3 項目めの 11 款 1 項 1 目地方交付税、01 普通交付税は、交付額の確定により 1 億 7,034 万 8,000 円を増額補正するものです。続きまして、88、89 ページをごらんください。最下段の 13 款諸支出金、1 項基金費、2 目減債基金積立基金費、01 減債基金費の積立金では、令和 5 年度において普通交付税の追加分として措置された臨時財政対策債の償還分 7,160 万 3,000 円を増額補正しております。4 目 01 過疎地域持続的発展基金の積立金は、医療従事者育成奨学金の返還金 1,004 万 8,000 円に、事業費調整に伴う発行限度額 70 万円の追加を合わせた 1,074 万 8,000 円を増額補正するものです。医療従事者育成奨学金の歳出計上の際には、この基金から財源充当をしておりましたので、過疎地域持続的発展基金へ積み立てる補正をお願いするものです。財政課の説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。坂本委員。

○坂本義明委員 最後の説明の中で積立金の説明があったのですが、過疎地域持続的発展基金を内容的にもう少し詳しく説明できますか。

○赤木忠徳委員長 答弁。財政課長。

○福本敬夫財政課長 御質問にお答えします。過疎地域持続的発展基金の積立金では、先ほど説明しましたように、医療従事者の育成奨学金の返還金が 1,004 万 8,000 円ございましたので、この一旦繰り

出していたものをもとへ戻すという状況になっております。あとは、事業費調整に伴う発行限度額の70万を追加した1,074万8,000円を基金に再度積み立てていくという補正内容です。

○赤木忠徳委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 いらなかったという意味で解釈すればいいですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。財政課長。

○福本敬夫財政課長 奨学金として一旦出していたものを、奨学金の要件から、学業を途中でやめられたりした場合は返還をいただくというもののなのです。それが返還額として1,004万8,000円あったということです。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。総務課長。

○東健治総務課長 総務課所管の補正予算、繰越明許費について御説明いたします。資料1、令和5年度3月補正予算繰越明許費補正事業一覧をごらんください。2款1項総務一般管理事業については、現在訴訟事件4件について応訴しておりますが、本年度中の終結が見込めないことから、弁護士業務委託料、成功報酬部分について、284万9,000円を次年度に繰り越そうとするものです。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め続いて説明を求めます。管財課長。

○定光浩二管財課長 管財課に係る補正予算の説明を行います。管財課についても、繰越明許費の説明となります。資料1、令和5年度3月補正予算繰越明許費補正事業一覧で御説明しますので、ごらんください。1ページの追加分です。2款1項、上から2行目、財産管理事業においては、今年度実施しております旧学校施設の解体工事4件のうち、旧久代小学校及び旧小奴可中学校の2件に係る工事請負費について繰越をお願いするものです。繰越限度額として1億3,864万1,000円を計上しております。繰越の主な理由について、旧久代小学校の工事では、事前調査で検体採取ができない箇所からのアスベスト検出による養生仮設に日数を要したこと、旧小奴可中学校の工事では、電線等支障物件撤去の調整に不測の日数を要したことです。完了については、旧久代小学校が令和6年4月末、旧小奴可中学校が令和6年5月末を見込んでおります。説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。税務課長。

○伊吹美智子税務課長 税務課が所管しております予算の主な補正内容について御説明申し上げます。補正予算書14、15ページをお願いします。1款2項1目固定資産税、1節現年課税分の償却資産分に6,960万円を追加計上するものです。増額の主な要因は、大臣配分の増を初め、申告漏れ等の修正申告によるもの、大規模太陽光発電設備に対して市で見込んでいた額以上の申告があったことや、太陽光発電設備以外の償却資産においても増となったことなどです。2目国有資産等所在市町村交付金の

4万3,000円の増額とあわせ、補正後の固定資産税額を20億925万6,000円とするものです。税務課所管の一般会計補正予算の説明は以上です。御審議のほどお願いします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め続いて説明を求めます。危機管理課長。

○小川修危機管理課長 危機管理課所管の補正予算について御説明申し上げます。補正予算書76ページ、77ページをごらんください。最下段の9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、01の非常備消防事業については、庄原市消防団の活動に要する経費です。消防団員の減少により、年額報酬に当たる非常勤職員報酬58万4,000円の減額があったものの、退職消防団員支払退職報償金の増額及び特別警戒などの活動時間の増加に伴う出勤手当の増加による報償費627万円の増額計上により、総額で568万6,000円を増額補正するものです。なお、財源内訳のその他288万6,000円は、退職報償金の増額に应ずる消防団員等公務災害補償等共済基金からの歳入の増額です。説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。生活福祉部長。

○岡本貢生活福祉部長 それでは続きまして、生活福祉部が所管する予算の説明を行います。詳細の説明については担当課長が行います。

○赤木忠徳委員長 社会福祉課長。

○酒井繁輝社会福祉課長 それでは、社会福祉課所管について説明いたします。48、49ページをお開きください。3款1項社会福祉費のうち3目障害者福祉費、02自立支援事業、19節扶助費は、今年度の自立支援医療費、障害福祉サービス費等の執行見込みに基づき、1,434万9,000円を追加計上するものです。自立支援医療費は、新規申請による支給対象者の増、それから障害福祉サービス費の内訳として主なもの、居宅介護、生活介護、共同生活援助、施設入所支援、就労継続支援B、計画相談支援、補装具の給付費などになります。いずれも利用日数や支援区分の重度化によるサービス費の増加によるものです。続きまして、54ページから55ページをお開きください。3款3項生活保護費のうち、2目扶助費、01生活保護扶助事業、19節扶助費は、生活保護費のうち主に医療費扶助費について、高額な治療や入院等が続いたことにより、執行見込額が当初予算額を超過する見込みであるため、3,981万7,000円を追加計上するものです。この財源については、国支出金の欄に1,343万円を増額計上しております。続きまして、繰越明許費をお願いします。予算書6ページとなります。資料1上段、3款1項、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業です。この事業は、年度内の支給を予定しておりましたが、審査に時間を要し、令和6年4月以降に交付決定する案件が生じる場合を見込み、7,725万5,000円を追加計上しております。社会福祉課所管に係る補正予算案の説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。高齢者福祉課長。

○野木一伸高齢者福祉課長 高齢者福祉課が所管する予算について御説明いたします。補正予算書の48、49 ページをお開きください。3 款 1 項 2 目老人福祉費です。事業番号 01 老人福祉一般管理事業の12 委託料は、第 9 期高齢者福祉計画介護保険事業計画策定業務委託料の入札減です。18 負担金、補助及び交付金 526 万 3,000 円の追加は、1 月に広島県から内示を受けた地域医療介護総合確保事業補助金を財源とした間接補助事業です。介護保険施設で空気感染等の可能性がある病原体が室外に漏れることを防ぐため、市内一法人への簡易陰圧装置の導入及び面会室の設置補助として、526 万 3,000 円を計上しております。また、この補助金の財源として、24、25 ページの中段、16 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費補助金、1 節社会福祉費補助金に、広島県地域医療介護総合確保事業補助金として歳出と同額の 526 万 3,000 円を追加計上しております。48、49 ページにお戻りいただき、事業番号 15、高齢者等生活支援施設管理事業の業務委託料 141 万 5,000 円の増額は、自宅などの在宅での生活が困難な高齢者等が入居されている生活支援施設のうち、指定管理で管理運営を行う施設の指定管理料について、利用料金収入 56 万 8,000 円、電気料金収入 26 万 8,000 円、非常灯、電気温水器の取り替えなどの修繕料 31 万 2,000 円、電気料金 26 万 7,000 円の増額により、合計 141 万 5,000 円を精算見込みとして業務委託料に追加計上するものです。次に繰越明許費補正について御説明します。資料、令和 5 年度 3 月補正予算繰越明許費補正事業一覧の 1 ページをお開きください。5 段目、3 款 1 項老人福祉一般管理事業については、先ほど御説明しました広島県地域医療介護総合確保事業補助金を活用した介護保険施設への簡易陰圧装置等の導入補助金です。国の当初予算に基づく事業ですが、国から県への内示が遅れたことに伴い、県から市への内示が 1 月となったことから、年度内での事業完了が困難であるため、繰越明許費として 526 万 3,000 円を追加するものです。高齢者福祉課の説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。児童福祉課長。

○近藤淳児童福祉課長 それでは、児童福祉課所管の補正予算説明を行います。補正予算書の 50、51 ページからとなります。第 3 款第 2 項第 2 目の事業番号 02 保育所管理運営事業です。01 節報酬、会計年度任用職員報酬その他では、直営の保育所において、早朝延長保育時のパート保育士の雇用実績見込みにより 256 万円の減額をするものです。02 節給料の 03 会計年度任用職員フルタイムでは、直営保育所の会計年度任用職員の給与について、当初 20 名の採用を見込んでおりましたが、19 名の採用にとどまり、また病気休暇や中途退職等による執行見込みにより 512 万 9,000 円を減額するものです。53 ページをお願いします。03 節職員手当等の 04 通勤手当から 27 会計年度任用職員期末手当フルタイムについては、先ほどと同様の理由により、通勤手当 6 万 7,000 円、特殊勤務手当 5 万 8,000 円、時間外勤務手当 62 万 6,000 円、会計年度任用職員期末手当 85 万 7,000 円をそれぞれ減額するものです。07 節報償費の 01 委員講師等謝礼 13 万円、08 節旅費の 01 費用弁償と 02 普通旅費の合計 13 万 8,000 円は、市内外での研修会における執行状況により減額するものです。12 節委託料の 01 業務委託料物件費では、市内 8 カ所の指定管理保育所において、それぞれの指定管理保育所の指定管理料、各保育所の児童数及び配置保育士等による精算見込みにより合計で 1,931 万 3,000 円の減額です。同

節 02 業務委託料補助費等では、広域入所事業において、保護者の里帰り出産等のため、市内住所を有する2名の児童が他市の保育所に入所し、その精算見込みにより、89万5,000円を追加するものです。保育所管理運営事業全体では2,798万3,000円の減額です。続きまして、3款2項4目の01 児童措置事業です。19 節扶助費の01 扶助費では、児童扶養手当の実績見込みにより217万9,000円の増額、児童手当の実績見込みにより3,795万円を減額するものです。児童措置事業全体では3,577万1,000円の減額でございます。また、児童措置事業において財源として国県支出金で国の児童扶養手当給付費負担金が72万6,000円の減額、国の児童手当負担金が2,756万6,000円の減額、県の児童手当負担金が536万9,000円減額となっております。続きまして、3款2項5目の08 地域型保育事業です。18 節負担金、補助及び交付金、01 負担金一般は、地域型保育事業に係る給付費負担金ですが、公定価格が令和5年4月に遡って増額変更となったため、117万2,000円の追加をお願いするものです。また財源として、国県支出金で国の地域型保育給付費負担金58万8,000円と、県の地域型保育給付費負担金を28万2,000円追加計上しております。続きまして繰越明許費をお願いします。令和5年度3月補正予算繰越明許費補正事業一覧の1ページ、6段目をお願いします。3款2項児童措置事業において、令和6年2月から実施しております市独自の子育て世帯支援臨時給付金の支給事務において、申請受付を令和6年4月30日までとしていることから、必要な事務費及び補助金を見込むものです。合計で1,042万2,000円を追加計上するものです。その下の子育て支援施設整備事業では、東城子育て支援施設整備において、建設予定地を取得するため、土地収用法に基づく事業認定を受けることとしておりましたが、事業認定庁の用地取得に向けた事前協議に不測の時間を要したため、事業認定申請書作成業務について、年度内着手が困難となりました。このため、改めて新年度において委託契約を締結する必要性が生じ、716万5,000円を追加計上するものです。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。市民生活課長。

○出口聡市民生活課長 市民生活課所管の補正予算について御説明いたします。補正予算書の58、59ページをお開きください。表の中ほど、4款1項6目斎場費01 斎場管理運営事業については、12 節委託料へ3 斎場の指定管理における精算項目である光熱水費、修繕費の追加分等として、事業全体で249万8,000円を追加するものです。続いて、繰越明許費補正です。補正予算書は6ページ、資料1は1ページ、それぞれ上から3行目となります。2款3項戸籍住民基本台帳事業1,358万1,000円は、戸籍法の改正を含むマイナンバー法等の一部改正に伴う戸籍等の記載事項へ、氏名のふりがなを追加する等の措置を講ずるためのシステム改修に要する委託料の繰越です。本事業は、本改修経費の財源となる国の社会保障税番号システム整備費補助金の申請期限が12月中と示されていたことから、12月補正予算により1,146万2,000円を計上しておりました。しかし、全国自治体での改修が必要となること、また、11月末に国の補助金実施要領の改正があり、システム改修内容の追加等の変更がなされたため、戸籍システム及び住基システムの改修に係る業務の完了が令和7年3月末の見込みとなることから、繰越をお願いするものです。3月補正への追加改修内容に係る増加分211万9,000円と合わせて合計1,358万1,000円を計上しております。市民生活課所管の補正予算の説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め続いて説明を求めます。地域交通課長。

○下森一克地域交通課長 地域交通課所管の補正予算について、御説明を申し上げます。補正予算書 42、43 ページをお開きください。表の中ほど、3 款 1 項 13 目生活交通対策費、事業番号 01 生活交通路線確保事業については、執行見込みにより 4,527 万 7,000 円を追加するものです。12 節委託料、01 業務委託料では、主に市内 4 地域で 1 キロ当たりの単価契約により運行委託しております。予約乗り合いタクシーにおいて、利用者数の減により当初見込んだ運行距離を下回ることなどにより 282 万 3,000 円を減額するものです。18 節負担金、補助及び交付金、04 補助金では、路線バス及び市が運行しております生活交通路線、廃止代替バス、地域生活バス、市街地循環バス等の精算見込みにより 4,810 万円を追加するものです。追加の主な要因については、令和 2 年度から昨年度までのコロナ禍において、地域公共交通を維持するため実施されていた、路線バス等運行に係る国県の補助金の要件緩和が、本年度は実施されなかったことにより、国県の補助金が減額となりました。それに伴って市の補助金が増額となったほか、利用者の減少による運賃収入の減、車両維持に係る修繕費の増、1 キロメートル当たりの経常経費の増などによるものです。この補正額の財源については、42 ページ表の 3 段目のおり、国県支出金において、生活交通体系再編支援事業補助金など 502 万 4,000 円、その他特定財源では、市営バスの運賃収入の減などにより 195 万 1,000 円をそれぞれ減額するものです。続きまして、債務負担の追加について御説明を申し上げます。補正予算書の 8 ページをお開きください。第 3 表債務負担行為補正に追加する事項について、表の最上段、中野バス停留所用地の借上に要する経費から、小奴可駐車庫用地の借上に要する経費については、いずれも契約の更新のため、期間及び限度額を表中のとおり定めるものです。地域交通課所管の補正予算は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。

○赤木忠徳委員長 ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め続いて説明を求めます。保健医療課長。

○伊吹讓基保健医療課長 保健医療課が所管いたします主な補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の 50 ページ、51 ページをお開きください。中段 3 款 1 項 3 目障害者福祉費、07 重度心身障害者医療費公費負担事業については、給付見込みの増により 883 万 3,000 円を増額するものです。めくっていただき、52 ページ、53 ページ中段、2 項 4 目児童措置費、02 乳幼児等医療費公費負担事業については、給付見込みの増により 352 万 7,000 円を増額するものです。56 ページ、57 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、15 リフレッシュハウス東城管理運営事業については、燃料費、修繕費などの精算に係る指定管理者の追加に要する経費として 618 万 2,000 円を増額するものです。その下、16 高野温泉神之瀬の湯管理運営事業については、燃料費、電気料、修繕費の精算に係る指定管理料の追加に要する経費として 296 万 6,000 円を増額するものです。2 目生活習慣病対策費、03 健康診査事業については、集団検診受診者の増加に伴う経費として 137 万 4,000 円を増額するものです。めくっていただき、58 ページ、59 ページ上段、4 目予防費 03 新型コロナウイルスワクチン接種事業については、接種見込者数の減により委託料等 2,244 万 6,000 円を減額するものです。次に、

繰越明許費補正について御説明します。資料 1、令和 5 年度 3 月補正予算繰越明許費補正事業一覧の 1 ページをお開きください。4 款 1 項、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、ワクチンの特例臨時接種は令和 6 年 3 月 31 日をもって終了しますが、接種委託料等の費用の支払については令和 6 年度も引き続き生じるため、繰越明許費 646 万 4,000 円を追加するものです。保健医療課関係の一般会計補正予算についての説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。企画振興部長。

○加藤武徳企画振興部長 続きまして企画振興部が所管いたします補正予算について御説明申し上げます。詳細については担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 農業振興課長。

○黒木和彦農業振興課長 それでは農業振興課の補正予算の概要について御説明いたします。補正予算書の 62 ページ、63 ページをお開きください。6 款 1 項 2 目農業総務費の 03 農村集会施設等管理事業については、比和特産市場、照明機器の修繕料 25 万 1,000 円及び委託料は指定管理料の精算で、庄原市里山総領特産品加工施設の冷凍庫等の修繕料 96 万円の増額、庄原市小奴可研修センターの揚水ポンプの修繕料 66 万円の増額により、事業全体で 187 万 1,000 円を追加計上するものです。次の 07 ファーマーズマーケット管理運営事業については、高野町にあります庄原市高野ファーマーズマーケットの指定管理料のうち電気料 11 万 8,000 円、避難誘導灯、換気扇、照明費等の修繕に係る修繕料 96 万 2,000 円の増額により、委託料 108 万円を追加計上するものです。次に、6 款 1 項 3 目農業振興費の 14 新規就農者総合支援事業については、負担金、補助及び交付金を 2,586 万 7,000 円減額するものです。内容について御説明申し上げます。まず、補助金一般 1,691 万 4,000 円の減額は、国の事業であります新規就農者育成総合対策事業を活用し、3 名 2,250 万円を計上しておりましたが、1 名の就農にとどまり、1,531 万 2,000 円を減額しました。また、農業次世代人材投資事業で所得要件による給付額の減額、その他、市の単独事業であります新規就農者育成事業で、新規就農の就農時期の繰り延べにより給付額が減少したことによる減額です。これに伴い、新規就農者育成総合対策事業の財源として計上しております県支出金を 1,619 万 4,000 円減額しております。次の補助金建設単独 895 万 3,000 円の減額は、市の単独事業であります新規就農者施設等整備補助金で活用を予定しておりました施設整備費で導入機械の変更や就農時期の繰り延べにより事業実施が減少したものです。次に、18 多面的機能支払事業については、会計年度任用職員の期末手当 10 万 1,000 円の減額と、実施面積の確定による精算及び資源向上活動支援交付金のうち、施設の長寿命化として実施する道路、水路等の農業施設の改修等を行う事業で、要望 15 件中 6 件について国の予算配分がなかったことから、負担金、補助及び交付金 1,412 万 3,000 円を減額するものです。また、財源として計上しておりました県支出金のうち、対応する 1,080 万 2,000 円を減額しております。次に、6 款 1 項 4 目畜産振興費の 07 堆肥センター管理事業については、小奴可堆肥センターのホイルローダーの修繕に要する経費を 467 万 8,000 円追加計上するものです。内容について御説明申し上げます。同施設の施設攪拌及び積込みに使用しておりますホイルローダーが昨年 10 月に故障しまして、機械を診断したところ、修繕に約 460 万円必要ということから、更新を含めた対応を検討いたしました。新規の機械導入にかかる費用

が約1,300万程度となるということで、機械の状態、それから業者との協議の結果、修繕して使用するほうが有利と判断をしております。なお現在は、本年度末までリースにより堆肥処理に対応しておりますけれども、年度内に修繕を完了することによって、新年度からの使用に影響がないよう対応したいと考えております。次に、債務負担行為の追加について御説明いたします。8ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正の1追加の表の4段目の株式会社里山総領と協定する庄原市里山総領特産品加工施設の管理に要する経費を追加するものです。なお、期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とし、限度額を協定に定める額とするものです。説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。坂本委員。

○坂本義明委員 先ほどの堆肥舎のところの機械修理の件の後にリースという話が出たのですが、このリース料はどこに出しているのですか。今からですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。農業振興課長。

○黒木和彦農業振興課長 リース料は、いろいろリース会社等とお話をしましたところ、非常に高額でしたので、建設業者も含めて全体で調整をして安価をお願いをしました。財源については、現予算の中で流用させていただいて対応しております。

○赤木忠徳委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 その金額の中に含めているという意味ですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。農業振興課長。

○黒木和彦農業振興課長 別に、リース料を流用で対応いたしました。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め続いて説明を求めます。林業振興課長。

○松永幹司林業振興課長 林業振興課が所管いたします補正予算の概要について御説明します。補正予算書の66ページ、67ページをごらんください。6款3項2目林業振興費の説明欄16有害鳥獣処理施設管理事業、12節01業務委託料については、株式会社庄原市農林振興公社への業務委託料について、当初600頭の搬入頭数を見込んでおりましたが、搬入頭数が大幅に増加しており、搬入実績を500頭増の1,100頭と見込んだことなどに伴い、270万2,000円を追加するものです。続きまして、補正予算書88ページ、89ページをお開きください。13款1項16目説明欄01森林環境整備基金費では、積立金において森林環境譲与税の交付額が増額となったことから、155万2,000円を追加計上するものです。林業振興課からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め続いて説明を求めます。商工観光課長。

○堀井慎一郎商工観光課長 商工観光課から補正予算について御説明申し上げます。68ページ、69ページをお開きください。7款1項3目観光交流費です。04鮎の里公園管理事業の301万9,000円の増額は、指定管理料の修繕に係る精算27万6,000円の増額及びその他収入に係る精算9万4,000円、鮎の里公園の指定管理に係る協定に基づき、指定管理者である口和・井上商店より協議のありました送

湯ポンプの修繕による入浴施設の営業停止に係る収益の悪化に対し、指定管理者の責任によらない影響分として264万9,000円を増額するものです。次に、09 ひば道後山高原荘管理運営事業805万5,000円の増額は、指定管理料の修繕に係る精算60万9,000円の増額及び電気燃料費に係る精算294万7,000円の増額、営業利益額に係る精算449万9,000円の増額の合計となっております。続きまして、14道の駅たかの管理運営事業741万6,000円の増額は、指定管理料の修繕に係る精算668万7,000円の増額及び実績見込みによります委託料21万4,000円、光熱水費18万8,000円、使用料33万7,000円の増額、燃料費1万円の減額の合計です。続きまして、17 遊YOUさろん東城管理運営事業の321万4,000円の増額は、指定管理料の修繕に係る精算321万4,000円の増額です。続きまして、23 交流宿泊施設管理運営事業934万5,000円の増額は、ラ・フォーレ庄原の指定管理に係る協定に基づき、指定管理者であるサンヒルズ庄原より協議のありました燃料光熱水費の高騰による収益の悪化に対し、指定管理者の責任によらない社会経済情勢の大幅な変動に対するリスク分担の対応として、他の施設同様に指定管理部分に係る影響額を増額するものです。続きまして、補正予算書6ページ、第2表、繰越明許費の追加です。あわせて、資料1、令和5年度3月補正予算繰越明許費補正事業一覧もごらんください。7款1項アウトドア施設活用促進事業です。帝釈峡まほろばの里へのコテージ新設に係る設計業務委託料です。関係機関との協議に不測の時間を要したため、年度内の完了が困難になったことにより、繰越明許費補正するものです。コテージ新築設計業務153万2,000円、並びにコテージ造成設計業務328万9,000円の合計482万1,000円の繰越を行うものです。続きまして、8ページをお開きください。債務負担行為補正です。株式会社里山総領と協定する庄原市田総の里スポーツ公園の管理に要する経費、令和6年度から令和10年度の期間、協定に定める額を上限として、債務負担行為補正をお願いするものです。続きまして、株式会社里山総領と協定する庄原市総領リストア・ステーション及び総領アースワーク河川公園の管理に要する経費、令和6年度から令和10年度の期間、協定に定める額を上限として債務負担行為補正をお願いするものです。商工観光課からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。説明員交代のため、少々お待ちください。続いて説明を求めます。環境建設部長。

○石原博行環境建設部長 環境建設部に関係する補正予算説明を行います。詳細は担当課長が行いますのでよろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 それでは建設課が所管します一般会計補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の64、65ページをお願いします。上段の6款2項1目耕地総務費、03 県営土地改良事業の12節委託料190万4,000円の減額は、県施工の口和町田口地区圃場整備事業において、県の事業調整で換地設計業務を翌年度に繰り延べるため、不用額を減額するものです。18節負担金1,489万1,000円の減額は、県施工のため池整備事業6カ所、田口地区圃場整備1カ所について、事業費の確定に伴い、市の負担金7%分を減額するものです。次に2目農業基盤整備事業、02 小規模農業基盤整備事業、14節工事請負費1,077万4,000円の減額は、口和地区本谷水路ほか2カ所について、事業費

の確定に伴い不用額を減額するものです。次に3目基盤整備促進事業、01 基盤整備促進事業、12 節委託料1,114万8,000円及び14 節工事請負費3,946万5,000円の減額は、ため池廃止工事の設計及び工事を、当初は市事業分で予定していましたが、県事業での施工に変更となったため、不用額を減額するものです。次に70、71 ページをお願いします。下段8款2項2目道路維持費、02 除雪事業、12 節委託料1億7,737万9,000円の増額は、12月から3月末までの除雪の実績及び見込みによるものです。本年度は、高野地区、比和地区など県境中心に21日稼働しております。次に、72、73 ページをお願いします。3目橋梁維持費、01 橋梁維持事業、12 節委託料1,051万1,000円及び14 節工事請負費943万1,000円の増額は、国の2次補正により補助金が追加交付されたもので、橋梁補修設計2橋及び橋梁補修工事1橋を前倒して実施するものです。また、財源として国県支出金に1,219万円を増額計上しております。次に4目道路新設改良費、03 道路新設改良事業単独、12 節委託料1,230万円の減額は、事業費の確定に伴い不用額を減額するものです。次に、06 国県道整備負担事業は、事業主体の広島県に対し事業費の10分の1を負担するもので、県からの負担金決定通知により、156万2,000円を追加計上するものです。次に、予算書6ページ、明許繰越補正について、別表で説明いたします。まず1、追加の事業です。6款2項県営土地改良事業は、広島県が事業主体で、事業費の一部を市が負担するものです。ため池整備事業、跡落池ほか9地区が災害復旧の影響で繰越となり、市の負担金992万5,000円を翌年度に繰り越すものです。次に小規模農業基盤整備事業は、災害復旧の影響で年度内完了が難しくなった口和地区の落合水路366万円を繰り越すものです。次に、基盤整備促進事業は、災害復旧工事の影響や関連機関との調整に不測の日数を要したため、栗可動堰整備工事ほか2億310万6,000円を繰り越すものです。次に、6款3項林道整備事業は、広島県が事業主体で整備する東城地区の林道芝山線、河内高野線の測量設計業務及び電柱移転補償費で、事業調整により907万5,000円を繰り越すものです。次に、8款2項除雪事業は、除雪機4台の部品調達に日数を要するため、4,378万7,000円を繰り越すものです。次に、橋梁維持事業は、国の2次補正により、補助金の追加配分がありましたので、橋梁定期点検業務及び橋梁補充工事1億1,586万8,000円を繰り越すものです。国県道整備負担事業は、広島県が事業主体で整備する国県道10路線が災害復旧の影響で繰越になり、10分の1に相当する市の負担金5,096万5,000円を繰り越すものです。次に、2、変更事業です。7ページ、8款2項道路新設改良事業単独、甲平尾引線ほか16路線の事業費について、災害復旧工事の影響により年度内完了が難しくなったため、2億6,280万円に増額するものです。次に、地方創生道整備推進交付金事業は、戸郷下谷線ほか4路線について、同じく災害復旧工事の影響により、1億2,822万円に増額するものです。次に、社会資本整備総合交付金事業、上原戸郷線ほか2路線について、同じく災害復旧事業の影響により、7,032万3,000円に増額するものです。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。横路委員。

○横路政之委員 除雪に関して、多分大型の除雪機を自前で購入するような予算があったと思うのですが、けれども、これはもう導入されているのでしょうか。

○赤木忠徳委員長 答弁。建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 令和4年度から予算が計上してありまして、令和4年度でも購入しています。令和5年度でも購入して、今回一部、部品調達に日数を要するものについて繰り越しを上げておりま

す。

○赤木忠徳委員長 横路委員。

○横路政之委員 先ほどの部品調達4,000万余り。これは大型の機械の部品ですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 WA30、WA60程度の除雪機です。大型ロータリーではありません。

○赤木忠徳委員長 横路委員。

○横路政之委員 除雪代に今までは、各建設業者、リース代、保管賃等々払って、雪が降らなくても8,000万ぐらいかかると。これを少しでも安くするという目的で、大型のものを自前で買おうとなったと理解しています。今回の除雪はもう少しあると思うのですが、そういった大型機械を入れた費用対効果は出ているのでしょうか。

○赤木忠徳委員長 答弁。建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 基本的にリースしている業者に対して、市が購入した除雪機を渡しています。ですから、台数的に現時点で12台はリース料が減っております。

○赤木忠徳委員長 横路委員。

○横路政之委員 補正で1億6,700万余り上げておられるのですけれども、これは機械を導入することによって、従来どおりと比べてどのぐらい安くなったと思っておられるのでしょうか。

○赤木忠徳委員長 答弁。建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 リース代を10何台入れたことによって3,000万は安くなっていますが、今回補正した金額につきましては、比和、高野、西城県境で除雪に動いた経費に対するものであります。

○赤木忠徳委員長 横路委員。

○横路政之委員 これは大型の機械を入れたために、少し安くなって細かくなったという数字ではないのですね。

○赤木忠徳委員長 答弁。建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 除雪で動いた費用がここに補正で上がっているという感じで、除雪の機械を入れたことによって安くなった分はもうカウントされております。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め続いて説明を求めます。環境政策課長。

○日野原祥二環境政策課長 環境政策課所管の補正予算案について御説明申し上げます。補正予算書60、61ページをお開きください。第4款第2項第2目の06 東城ストックヤード施設整備事業、第12節委託料、01 業務委託料については、旧東城RDF化施設内の機械設備撤去に係る実施設計について、市内部で設計したことにより減額となることや、発注仕様書作成業務委託料等の入札減により1,307万7,000円の減額をするものです。続きまして、繰越明許費については、令和5年3月補正予算繰越明許費補正事業一覧をお開きください。繰越明許費の追加、第4款第2項リサイクルプラザ管理運営事業919万6,000円については、塵芥車、ごみの収集車ですが、この購入において車体本体に係る部品調達が遅れが生じたため、年度内に納車が困難となったことにより繰り越すものです。次に、新焼却施設整備事業の2億2,105万2,000円については、入札準備に日数を要し、今年度予定した事業が実施できなかったため、来年度へ繰り越すものです。説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。都市整備課長。

○久保隆治都市整備課長 それでは都市整備課から説明いたします。74、75 ページをお開きください。

8款5項1目04 都市再生整備事業の4,974万8,000円の減額は、市道西浦下線道路整備工事の舗装に係る工事を令和7年度に繰り延べたことによる減額、並びに同路線の土地購入及び家屋補償を令和4年度に前倒しで実施したことによるものです。また、この事業において財源として国庫支出金2,430万円と地方債2,540万円を減額しております。次に、76、77 ページをお願いします。8款5項5目03 東城中央運動公園管理運営事業の205万9,000円の増額は、指定管理の年度協定に基づく精算払いで、漏電対応による電気器具の取り替えなどの修繕費の増、及び電気料金高騰による電気料金の増額対応となっております。次に、繰越明許費について説明します。7 ページ、繰越明許費補正事業一覧をごらんください。8款5項都市再生整備事業については、6,000万円を5,796万9,000円に減額補正し繰り越すもので、西浦下線、通称文芸の小路の道路整備工事に伴い、用地取得について税務署等の協議に時間を要したため、土地購入の一部及び道路工事を令和6年度に繰り越し、事業を実施するものです。令和6年8月の完成を予定しております。以上で都市整備課に関する3月補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。災害復旧課長。

○平岡靖之災害復旧課長 それでは災害復旧課が所管します一般会計補正予算について御説明を申し上げます。補正予算書の70、71 ページをお開きください。中段8款2項2目道路維持費、03 災害防除事業、12 節委託料、03 調査測量設計監理等委託料1,726万1,000円の減額は、現地調査の結果、事業費が確定したことにより減額するものです。次に、補正予算書86、87 ページをお開きください。上段11款1項1目農地災害復旧費、02 過年農地災害復旧事業です。14 節工事請負費4,039万9,000円の減額は、事業費の確定や国庫補助金の配分見込み等により減額するものです。次に、2目農業施設災害復旧費、02 過年農業用施設災害復旧事業です。14 節工事請負費9,606万2,000円の減額は、事業費の確定や国庫補助金の配分見込み等により減額するものです。次に、3目林業施設災害復旧費、01 現年林道災害復旧事業です。こちらは本年度、当該の災害が発生しませんでしたので、事業費2,000万7,000円全額を減額するものです。次に補正予算書88、89 ページです。上段、11款2項3目公共土木施設災害復旧費、02 過年公共災害復旧事業です。14 節工事請負費4,351万2,000円の減額は、事業費の確定や国庫補助金の配分見込み等により減額するものです。次に、03 単独公共災害復旧事業4,368万2,000円の減額は、令和3年度から令和5年度に発生した豪雨災害のうち、国の補助対象とならない工事について、精算見込みにより減額するものです。続きまして、繰越明許費補正について御説明します。資料1、令和5年度3月補正予算繰越明許費補正事業一覧をごらんください。初めに、8款4項急傾斜地崩壊対策事業です。こちらは県が実施する急傾斜地崩壊対策事業へ市が負担金を支出するものですが、県事業が繰り越しとなり、事業費が未確定のため、合わせて市からの負担金790万円

を繰り越すものです。次に、11 款 1 項現年農地災害復旧事業です。本年発生した農地災害 20 件 8,063 万円について、労働力の確保や資材調達が困難なため、繰り越しをお願いするものです。次に、同項過年農地災害復旧事業です。令和 3 年 4 年に発生した農地災害のうち、17 件 6,864 万 4,000 円について、労働力の確保や資材調達が困難なため、繰り越しをするものです。次に同項、現年農業用施設災害復旧事業です。本年発生した農業用施設災害復旧事業 11 件 3,460 万円について、労働力の確保や資材調達が困難なため、繰り越しとするものです。次に同項、過年農業用施設災害復旧事業です。こちらも令和 3 年 4 年に発生した農業施設災害のうち 12 件 2 億 383 万 9,000 円について、同様の理由で繰り越しをお願いするものです。次に、11 款 2 項現年公共災害復旧事業です。本年発生した道路災害 2 件 680 万 2,000 円について、労働力の確保や資材調達が困難なため、繰り越しとするものです。最後に、同項、過年公共災害復旧事業です。令和 3 年 4 年に発生した公共土木施設災害 48 件 5 億 6,161 万 3,000 円について、労働力の確保や資材調達が困難なため、繰り越しとするものです。説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。坂本委員。

○坂本義明委員 繰り越しがたくさんあります。見通しはある程度立っておられるのだと思うのですが、そのことについて説明できますか。それが遅れるとほかのものが全部遅れてきます。原因は人手の問題と言っておられますけれども、その対応を今までどおりやっていたら、多分また残すようになると思います。そのあたりをしっかりとわきまえて段取りしてもらわないと、はいと言うわけにいかないのです。その間の説明をお願いできますか。

○赤木忠徳委員長 答弁。災害復旧課長。

○平岡靖之災害復旧課長 質問にお答えします。今年度、災害復旧事業もかなり進みまして、庄原市全体で言えば、30 何億という工事を進めてまいりました。次年度以降に残る工事が約 21 億ということで、今年度のボリュームに比べれば、かなり減ってきています。平成 30 年災、それから令和 2 年災については来年度もう全て終わると。令和 3 年災につきましても、災害復旧課としては全てを完了していきたい。4 年災 5 年災については工事の規模によって一部完成が遅れる見込みもありますが、令和 6 年度中に令和 5 年度までの全ての災害を一応終わらせるという見込みを立てて、来年度取り組んでいきたいと考えております。

○赤木忠徳委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 物価も上がっていますし、材料がまたどんどん上がると思います。それも含んでの予算だと思うのだけれども、やはりしっかり汗をかいてもらわないと、座っているのではなかなかいいことにならないと思います。予算内で納めようと思えば早く済まさない、多分また追加補正を組まないといけないようになるし、物がそろわないということもあります。そのあたりをしっかりと踏まえてしてください。これは質問ではなく希望です。

○赤木忠徳委員長 答弁要りませんね。

○坂本義明委員 いいです。

○赤木忠徳委員長 その他ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め続いて説明を求めます。ここで建設課長からリース料について修正した

いと申し出がございす。建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 横路議員さんから質問がありました、市が購入した機械をリースと交換してどの程度の効果があったのかというところで、3,000 万と発言したのですが、1,500 万円安くなりました。修正をさせていただきます。

○赤木忠徳委員長 横路委員、よろしいですか。ただいまの説明について質疑がありますか。なしと認め、続いて説明を求めます。教育部長。

○荘川隆則教育部長 続きまして、教育部に関係します補正予算を御説明申し上げます。詳細については担当課長から説明します。

○赤木忠徳委員長 生涯学習課長。

○亀山慎也生涯学習課長 生涯学習課が所管します補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の 84、85 ページをお開きください。10 款 6 項 5 目保健体育費の社会体育施設管理事業です。報酬、会計年度任用職員報酬では、口和運動公園管理、口和水泳プール監視執行見込みにより 30 万円を減額するものです。委託料、業務委託料では、指定管理を行っている庄原市総合体育館において、テニスコート照明取り替え費用及び軽トラック、高圧洗浄機の修繕費用として 78 万 6,000 円、また光熱水費で、電気料の高騰により現予算で不足することから、125 万円を追加計上するものです。社会体育施設管理事業全体においては、173 万 6,000 円を増額計上するものです。続いて、債務負担行為補正について御説明申し上げます。8 ページをお開きください。下段にあります。庄原市ふるさとセンター田総は、指定管理者、株式会社里山総領、庄原市上谷コミュニティセンターは、指定管理者、上谷自治会、庄原市高野湯川コミュニティセンターは、指定管理者、湯川コミュニティセンター管理組合、庄原市宮高野和南原コミュニティセンターは、指定管理者、和南原自治会のそれぞれ指定管理に要する経費です。なお、限度額は協定に定める額としており、指定管理期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間としております。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○伊藤秀生選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局に係る予算説明を行います。補正予算書の 44 ページ、45 ページをお開きください。下段 2 款 4 項 6 目県議会議員選挙費については、選挙の執行に伴い、不用額を減額するものです。県議会議員選挙は、昨年 3 月 31 日告示、4 月 9 日投開票で執行しましたが、庄原市選挙区においては立候補者が 1 名であり、無投票となったため不用額となりました。2,497 万 9,000 円を減額するものです。説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め続いて説明を求めます。続いて議案第 44 号、令和 5 年度庄原市住宅資金特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。収納課長。

○伊吹美智子収納課長 議案第 44 号、令和 5 年度庄原市住宅資金特別会計補正予算第 1 号について御説明申し上げます。補正予算書 10 ページ、11 ページをお願いします。歳出です。1 款 1 項 1 目一般

管理費、21 節補償、補填及び賠償金、26 節公課費の 30 万円の減額ですが、これらは貸し付けに関連し訴訟事案が発生した場合の供託金及び登録免許税に係る予算です。今年度において該当がなかったため、全額を減額するものです。次に 3 款 1 項 1 目一般会計繰出金 179 万 7,000 円の増額は、実績見込みによる精算で一般会計への繰出金として追加計上するものです。次に歳入です。補正予算書 8 ページ、9 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金については、額の確定により 12 万 5,000 円を増額し、4 款 1 項 1 目住宅新築資金等貸付金元利収入は、元金償還の決算見込みにより 137 万 2,000 円を増額するものです。以上、合計で歳入歳出それぞれ 149 万 7,000 円を追加計上するものです。議案第 44 号の説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第 45 号、令和 5 年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総領支所長。

○掛札靖彦総領支所長 別冊の議案第 45 号をお願いします。総領支所が所管いたします令和 5 年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算第 1 号について御説明申し上げます。補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。3、歳出で、1 款 1 項 1 目一般管理費の一般管理事業については、総領保健センターの空調設備の改修工事に係る入札減について、面積按分により歯科診療所負担分の工事請負費を 20 万 5,000 円減額し、診療用ユニットの更新に係る入札減により、備品購入費を 31 万 8,000 円減額するものです。庄原市歯科診療所特別会計の補正予算についての説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第 46 号、令和 5 年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。保健医療課長。

○伊吹讓基保健医療課長 続きまして、議案第 46 号、令和 5 年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算第 1 号について御説明申し上げます。補正予算書の 8 ページ、9 ページをお開きください。歳入予算の 1 款 1 項 1 目国民健康保険診療報酬収入から 5 目一部負担金収入までは、庄原市休日診療センターの受診者数の見込みにより 488 万 6,000 円を増額するものです。3 款 1 項の一般会計繰入金は、診療報酬等の増収に伴い、一般会計からの繰り入れで補填する額を 478 万 3,000 円減額するものです。めくっていただきまして、歳出の 1 款 1 項 1 目一般管理事業については、燃料費及び受診者数の増による医薬材料費を決算見込みにより 10 万 3,000 円増額するものです。休日診療センター特別会計補正予算についての説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第 47 号、令和 5 年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算第 3 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。保健医療課長。

○伊吹護基保健医療課長 続きます。議案第 47 号、令和 5 年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について御説明申し上げます。補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目 02 一般管理事業については、郵便料及びレセプト点検業務委託料などの実績により、27 万 8,000 円を減額するものです。2 項 1 目 01 賦課徴収事業については、システム改修委託料の実績により、133 万 6,000 円を減額するものです。3 項 1 目 01 運営協議会事業については、開催実績により委員報酬 15 万 1,000 円を減額するものです。2 款 1 項 1 目 01 一般被保険者療養給付費については、給付費の増額見込みにより 1 億 3,324 万 4,000 円増額するものです。めくっていただきまして、12 ページ、13 ページです。5 款 1 項 1 目 01 保健衛生普及事業については、糖尿病腎症重症化予防事業委託料などの実績により、267 万 3,000 円を減額するものです。2 項 1 目 01 特定健康診査事業については、特定健診受診者が見込みより減少したことなどにより 1,261 万 8,000 円を減額するものです。02 特定保健指導事業については、特定保健指導の実施数が見込みより減少したため 147 万 3,000 円を減額するものです。8 款 3 項 2 目 01 病院事業繰出金については、西城市民病院の事業に関する県からの特定財源を、国保会計を通じて繰り出すもので、交付見込みにより 5 万 2,000 円を増額するものです。同じく 3 目 01 直診勘定繰出金については、総領診療所の決算見込みによる歳入不足額 783 万 9,000 円を増額するものです。なお、ただいま御説明した 1 款から 8 款までの歳出予算の増減に対応するため、歳入の県支出金、繰入金、繰越金について、それぞれ財源の整理を行っております。国民健康保険特別会計補正予算についての説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第 48 号、令和 5 年度庄原市国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第 2 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総領支所長。

○掛札靖彦総領支所長 議案第 48 号をお願いします。総領支所が所管いたします令和 5 年度庄原市国民健康保険特別会計直診勘定の補正予算第 2 号について御説明申し上げます。補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。3、歳出で、1 款 1 項 1 目一般管理費の職員人件費については、医師派遣負担金の確定により 80 万円を減額。一般管理事業については、レセプト点検業務委託料等の精算見込みや空調工事の入札減等により、合計で 222 万 5,000 円を減額。2 款 1 項 1 目医療用器械器具経費については、医療用機器の賃借料等の精算見込みにより 40 万円を減額。2 目医療用消耗器具経費については、診療収入から一般財源へ同額を財源振替とするものです。3 目医薬品衛生材料経費については、受診者数の減少等により、薬などの医薬材料費が当初見込みを下回ったため、610 万円を減額。4 目試験研究経費については、血液検査委託料等の精算見込みにより 69 万円を減額計上するものです。庄原市国民健康保険特別会計直診勘定の補正予算についての説明は以上です。御審議のほどよろしく願います。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第 49 号、令和 5 年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。保健医療課長。

○伊吹護基保健医療課長 続きまして、議案第 49 号、令和 5 年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について御説明申し上げます。補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金では、広域連合に納付する負担金を広域連合の指示額により 2,345 万 6,000 円減額するものです。歳出予算の補正にあわせ、歳入予算の保険料一般会計繰入金についても、広域連合の指示額どおり財源の整理を行っております。後期高齢者医療特別会計補正予算の説明については以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて、議案第 50 号、令和 5 年度庄原市介護保険特別会計補正予算第 3 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。高齢者福祉課長。

○野木一伸高齢者福祉課長 第 50 号、令和 5 年度庄原市介護保険特別会計補正予算第 3 号について御説明申し上げます。補正予算書の 14、15 ページをお開きください。事項別明細書により歳出から主な内容を説明します。今回の補正は主に保険給付費、各種介護予防事業の執行見込みによるものです。1 款総務費、3 項介護認定審査会費については、認定調査委託料の増などにより、18 万 3,000 円を増額するものです。4 項趣旨普及費については、印刷製本費の減により 56 万 6,000 円を減額するものです。続きまして、表 3 段目、2 款保険給付費です。1 項介護サービス等諸費から 16、17 ページの 6 項介護予防サービス等諸費までは、介護サービスに係る保険給付の見込みにより、追加または減額するものです。ここでは、目の中で 1,000 万以上の増減がある給付費について御説明します。また、説明欄中の財源振替の事業については、歳入の補正にあわせ、歳出の特定財源等の充当割合を振り替えたものであり、歳出額に変更がないことから説明を省略します。14、15 ページにお戻りいただき、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費については、主には通所サービス、短期入所サービスなどの給付費の増により、6,300 万円を増額。2 目施設介護サービス給付費については、介護老人福祉施設などの給付費の減により 1 億 1,200 万円を減額するなど、合計で 5,860 万円の減額を行うものです。16 ページから 19 ページ、3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費です。6 目一般介護予防事業費では、他事業と合同で事業を実施するなど、事業の実施方法の変更に伴う会計年度任用職員の報酬や業務委託料の減額のほか、19 ページ、04 その他一般介護予防事業では、高齢者実態把握事業の委託料の執行見込みなどによる 24 万 8,000 円の減額など、6 目の事業費合計で 90 万 3,000 円を減額するものです。2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費の 04 包括的・継続的ケアマネジメント事業については、研修会がオンライン研修になったことによる旅費の減額や燃料費の執行見込みなどにより減額。06 包括的支援事業社会保障充実分については、会計年度任用職員に係る 01 報酬の 251 万 2,000 円の減など、1 目の事業費合計で 485 万 9,000 円を減額するものです。20、21 ページ、5 目任意事業費では、03 その他任意事業費について、主に食の自立支援事業の業務委託料の執行見込みによる 392 万 9,000 円の減額により、5 目の事業費合計で 501 万 9,000 円を減額するものです。最下段 5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金については、前年度の決算剰余金から前年度国庫支出金等精算返納金を除いた額を基金に積み立てることとし、1 億 836 万円を追加するものです。なお、この積み立てにより基金残高は約 5 億 9,000 万円となる見込みです。続きまして、歳入については、8、9 ページをお開きください。1 款保険料、1 項介護保険料につい

ては、被保険者数の減少により 791 万 4,000 円を減額するものです。続きまして、3 款国庫支出金から 10、11 ページの 5 款県支出金については、それぞれ交付決定額に応じて追加または減額するものです。10、11 ページ、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金については、歳出の補正にあわせ、定められた負担割合に基づき補正を行うもので、項合計で 1,016 万 7,000 円を減額するものです。2 項基金繰入金は全額を減額しております。12、13 ページにお進みいただき、8 款繰越金、1 項繰越金は前年度繰越金の額の確定に伴い、1 億 359 万 1,000 円を追加するものです。以上、歳入歳出それぞれ 3,519 万 6,000 円を追加するものでございます。議案第 50 号、庄原市介護保険特別会計補正予算の説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第 51 号、令和 5 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算第 2 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。高齢者福祉課長。

○野木一伸高齢者福祉課長 続きまして、議案第 51 号、令和 5 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算第 2 号について御説明申し上げます。それでは事項別明細書により歳出を中心に主な内容を説明いたします。補正予算書の 10、11 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目包括的支援事業費です。11 ページの 02 指定介護予防支援事業については、介護予防サービス計画の作成などの業務を行う会計年度任用職員の 01 報酬、03 職員手当等及び 12 の委託料を執行見込みによりそれぞれ減額し、合計では 106 万円を減額するものです。続きまして、歳入については、8、9 ページをお開きください。下段の表、1 款 1 項 1 目介護予防サービス計画費収入については、介護予防サービス計画作成件数の減により 35 万 3,000 円を減額。4 款 1 項 1 目一般会計繰入金については、歳出の地域支援事業費の執行見込みにより 70 万 7,000 円を減額するものです。以上、歳入歳出それぞれ 106 万円を減額するものです。議案第 51 号、庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算の説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第 52 号、令和 5 年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。下水道課長。

○信清裕司下水道課長 下水道課が所管いたします議案第 52 号、令和 5 年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号について御説明します。別冊の補正予算書の 10 ページ、11 ページ、歳出をお願いします。このたびの補正予算は、精算見込みにより関係予算を補正するものです。1 款 1 項 1 目一般管理費 11 万 4,000 円の減額は、決算見込みにより減額となるものです。2 款 1 項 1 目農業集落排水事業費 13 万 5,000 円の減額は、事業の精算見込みによる減額です。2 款 1 項 2 目施設管理費 110 万円の減額は、電気料金の精算見込みによる光熱水費の減と精算見込みによる工事請負費の減額によるものです。続きまして、8 ページ、9 ページの歳入をお願いします。1 款 1 項 1 目農業集落排水事業分担金 30 万円の増額と、2 款 1 項 1 目農業集落排水使用料 113 万 8,000 円の減額は、調定見込みによるものです。その要因としては、分担金は新規接続による増、使用料は人口減少等によるものです。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 41 万 1,000 円の減額は、収入の減及び支出の精算に伴う財源

調整によるものです。8款1項1目農業集落排水事業債10万円の減額は、起債対象事業の精算見込みにより減額するものです。議案第52号の説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第53号、令和5年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。下水道課長。

○信清裕司下水道課長 続きまして、議案第53号、令和5年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算第2号について御説明いたします。別冊の補正予算書の12ページ、13ページ、歳出をお願いします。このたびの補正予算については、事業の確定に伴う精算見込みにより関係予算を補正するものです。2款1項1目浄化槽市町村整備推進事業費3,294万8,000円の減額と、2款1項2目施設管理費170万円の減額は、浄化槽整備事業に係る事業費の減少により減額するものです。続きまして、8ページ、歳入をお願いします。1款1項1目浄化槽市町村整備推進事業分担金は、浄化槽整備基数の減少に伴う精算見込みにより690万円の減額です。2款1項1目浄化槽使用料385万1,000円の減額は、調定見込みによるもので、3款1項1目浄化槽市町村整備推進事業国庫補助金1,005万9,000円の減額は、設置基数の減少による減額です。6款1項1目一般会計繰入金314万2,000円の増額は、収入の減及び支出の精算に伴う財源調整によるものです。めくっていただき、10ページの8款1項1目雑入58万円の減額は、消費税申告額の確定による還付金の減額によるものです。9款1項1目浄化槽市町村整備推進事業債1,640万円の減額は、歳出の減少によるものです。議案第53号の説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第54号、令和5年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総領支所長。

○掛札靖彦総領支所長 別冊の議案第54号をお願いいたします。総領支所が所管いたします令和5年度庄原市宅地造成事業特別会計の補正予算第1号について御説明申し上げます。補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。3、歳出で、1款1項1目一般管理費の一般管理経費については、財産売払収入から一般会計繰入金への財源振替によるものです。3款1項1目一般会計繰出金については、当初見込んでおりました1区画分の財産売払収入分が分譲に至らなかったため、183万9,000円を減額計上するものです。庄原市宅地造成事業特別会計の補正予算についての説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第55号、令和5年度庄原市下水道事業会計補正予算第3号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。下水道課長。

○信清裕司下水道課長 議案第55号、令和5年度庄原市下水道事業会計補正予算第3号について御説明いたします。別冊の補正予算書9ページ、予算説明書補正をお願いします。このたびの補正予算に

については、精算見込みにより関係予算を補正するものです。まず、収益的収支の主な補正について、支出から御説明しますので、10 ページをお願いします。下水道事業費用については、350 万 2,000 円減の 8 億 8,729 万 1,000 円を計上しておりますが、その主な内容について御説明します。営業費用は 595 万 4,000 円減の 8 億 1,449 万 7,000 円で、管渠費では 186 万 4,000 円減の 4,025 万 5,000 円を計上しております。主な要因は、委託料において集中豪雨等による中継ポンプ場汚水槽業務の執行見込みがなかったことによる減額と入札減によるもので、工事費では、マンホール周辺の段差修繕工事の執行見込みによる減額です。処理場費では 1,265 万円減の 2 億 4,203 万 6,000 円を計上しております。主な要因は、動力費において、電気料金載せ精算見込みによる減、委託料において集中豪雨等による緊急時の業務委託などの執行見込みがないことなどによる減額と入札減です。総係費では 23 万 4,000 円減の 3,925 万 4,000 円を見込んでおります。主な要因は、研修費の減額によるものです。減価償却費では 438 万 7,000 円増の 4 億 8,656 万 4,000 円を見込んでおります。資産減耗費では 440 万 7,000 円増の 638 万 8,000 円を見込んでおります。主な要因は、令和 4 年度から令和 5 年度へ繰越した事業が完成したことにより、資産の除却が増加したことによるものです。次に営業外費用については、245 万 2,000 円増の 7,179 万 4,000 円で、主な要因は消費税及び地方消費税において決算見込みによる精査により増額となるものです。次に収入は 9 ページをお願いします。下水道事業収益については、726 万 4,000 円減の 9 億 6,319 万 4,000 円を計上しております。営業収益は 1,609 万 4,000 円減の 3 億 1,471 万円を計上しており、その主な要因は、下水道使用料において、人口減少及び大口使用者の市水道利用料が前年度対比で増加はしたものの、当初予算における想定を下回ったことにより減額となるものです。営業外収益は 883 万円増の 6 億 4,848 万 4,000 円を計上しております。その主な要因は、他会計補助金が各費用の精算見込みにより、52 万 3,000 円の増額、長期前受金戻入では、東城浄化センター機械電気更新工事施工依頼業務の繰越分の完成により、827 万 1,000 円の増額を行うものです。続きまして、11 ページの資本的収支は、中段の支出から御説明いたします。資本的支出は 8,414 万 9,000 円減の 5 億 5,763 万 9,000 円を計上しております。その主な要因については、建設改良費、管路建設改良費の細節工事請負費 2,360 万 1,000 円の減額は、入札減と地元宣誓による農地からの宅地化に係る猶予解除地の管路増築工事がなかったことにより減額するものです。処理場建設改良費 6,039 万 8,000 円の減額は、委託料において東城浄化センター機械電気更新工事施工依頼業務の契約額の確定に伴う減額と、工事請負費において、東城浄化センター汚水ポンプ更新工事の契約額の確定に伴う減額を行うものです。次に、上段の収入について御説明します。資本的収入は 8,091 万円減の 4 億 7,759 万 9,000 円を計上しております。主な減額要因として、企業債 6,350 万円の減額は、先ほど御説明した管路建設改良費の細節工事請負費と処理場建設改良費における減額により、起債借入額を減額するものです。国庫補助金 2,115 万 8,000 円の減額は、補助対象事業費の減額による調整で、負担金 374 万 8,000 円の増額は、受益者負担金の賦課確定額による減と、一般会計負担金の各費用補正に係る財源調整により増になるものです。全体では、増額補正を行うものです。議案第 55 号については以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて、議案第 56 号、令和 5 年度庄原市国民健康保険病院事業会

計補正予算第1号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。西城市民病院事務長。

○恵木啓介西城市民病院事務局事務長 議案第56号、令和5年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算第1号について御説明申し上げます。別冊の補正予算書7ページをごらんください。収益的収入です。収入において、1款2項2目他会計補助金85万2,000円の増額補正は、説明欄1、国保保健事業補助金の額が確定したことによる精算で5万2,000円を追加するものです。2の80万円の増額補正は、庄原市介護サービス事業所等運営法人物価高騰対策支援金の候補を見込んだものです。4目、県支出金の48万2,000円の追加は、西城高尾地区及び東城小奴可・内堀地区に毎週水曜日に移動診療を行っております移動診療車の運営補助金の額が確定したことによる精算です。めくっていただき、8ページ、資本的収入です。上段の表、1款1項1目他会計出資金12万6,000円の減額補正は、超音波診断装置、いわゆるエコー検査通知を初めとする医療用機械器具等の購入額が確定したことによる精算です。下段の表、1款2項1目企業債30万円の減額は、エコー検査装置及び心電図検査装置の借入額が確定したことによるものです。9ページをごらんください。資本的支出です。1款1項1目固定資産購入費55万3,000円の減額補正は、説明欄にあります医師の送迎用乗用車を〔聞き取り不能〕とする車両運搬具から、7のその他器具備品まで5品目の購入額が確定したことによる精算です。議案第56号の説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、質疑を終結いたします。執行者は御退席ください。これより採決を行います。まず、議案第43号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数18人、賛成18人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第44号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数18人、賛成18人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第45号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数18人、賛成18人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第46号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人。以上

のとおり賛成全員であります。よって議案第 46 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 47 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 47 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 48 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 48 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第 49 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 49 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第 50 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 50 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第 51 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 51 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 52 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 52 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 53 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 53 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第 54 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 54 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 55 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 55 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第 56 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 押し忘れはありませんか。投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 56 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。この場合、お諮りします。本会議における本委員会の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 異議なしと認めます。よってそのように取り扱います。以上で本日の議題は全て終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 0 時 4 分 散 会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会

委 員 長